

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月26日（平成29年（行個）諮問第103号）

答申日：平成29年12月14日（平成29年度（行個）答申第158号）

事件名：本人が行った行政文書開示請求に係る手続の経緯が分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年特定月日付けの行政文書の開示請求（開電特定番号）について、開示手続の経緯が分かる全ての関連資料」（以下「本件請求保有個人情報」という。）につき、「特定受付番号に係る厚生労働省情報公開事案管理システム、行政文書開示請求、申請受付詳細」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年1月20日付け厚生労働省発0120第2号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

本件開示決定は、請求内容を限定的に解しており不当である。改めて該当文書を特定し、全て開示するとの決定を求める。

イ 理由

本件開示請求は、平成26年特定月日Aに審査請求人が行った「医療指導監査業務等実施要領（監査編）平成24年3月版（7頁～81頁）（以下「実施要領監査編」という。）の開示請求（開電（原文ママ）第特定番号）について、平成28年特定月日Fの厚生労働大臣の決定（原処分一部取消）後、「決定に基づく開示の実施について（通知）」が送付されず、同年特定月日Gに審査請求人が行なった問い合わせを受け、特定月日Hに送付されるなど手続が遅

延したことや、遅延した事情について担当課の厚生労働省保険局医療課医療指導監査室の担当者は「失念していた」と述べるのみで、具体的な事情説明を一切行わなかったことから、一連の開示手続の経緯の分かる全ての関連資料の開示を求めたものである。

本件開示請求で開示された保有個人情報、「厚生労働省情報公開事案管理システム」（以下「システム」という。）の「行政文書開示請求 申請受付詳細」であるが、審査請求人の氏名、住所及び連絡先は「〇〇〇〇〔原文ママ〕」、電話番号は「9999-9999-9999〔原文ママ〕」と記載されており、法2条2項で定義される「個人情報」（当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）は含まれておらず、審査請求人を識別できない「個人情報」であった。

システムについて、厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室（以下「情報公開文書室」という。）は、「情報公開事務処理の手引」（平成21年5月版）において、「厚生労働省における開示請求事案の進行管理は、基本的に、開示請求事案の迅速かつ的確な把握を目的として開発したシステムにより電子的に取り扱うこととする。」（78頁）とし、「開示請求書を受け付けたときは、情報公開文書室においてシステムにより事案の進行管理をする窓口は、システムの行政文書開示請求申請受付登録画面に、受付日、受付番号、受付種別（窓口受付・郵送の別）、受付職員名、名あて人（厚生労働大臣名）、開示請求者の種別、氏名又は法人名、住所又は居所、連絡先、請求する行政文書の名称等、求める開示の実施方法等、開示請求手数料、担当課（所管課）を入力の上、システムを通じて所管課へ割り振る。」（6頁）としているが、「実施要領監査編」の開示請求においては、この規定と異なる取り扱いがなされたことになる。

さらに、システムの電子申請操作マニュアルでは、「「電子申請・届出システム（電子政府の総合窓口 e-Gov）」で受け付けた情報公開法に基づく開示請求の内容を「開示請求事案管理システム」へ自動で受け渡すことによって、これまで職員の手によって入力された業務の自動入力を可能にすることを大きな目的としています。」（1頁）としているが、「実施要領監査編」の開示請求においては e-Gov から自動入力される審査請求人の氏名等を、情報公開文書室の担当職員が「〇〇〇〇」と意図的に入力また改変したものと思われ、これらの取り扱いは職務専念義務を定めた国家公務員法96条及び101条に抵触するおそれがあると考えられる。

つまり、「実施要領監査編」の開示手続の進行管理は、システムの下で適切に行われていないのは明らかであり、同システムに意図的に誤って入力または改変した個人情報を開示した本件開示決定は、請求内容を限定的に解しており不当である。改めて該当文書を特定し、全て開示するとの決定を求める。

(別添資料)

① 厚生労働省情報公開事案管理システム（窓口用）申請受付詳細及び不服申立詳細画面

② 厚生労働省情報公開事案管理システム（所管課用）申請受付詳細及び不服申立詳細画面

※ 別添資料省略

(2) 意見書

ア 本件対象文書にみる厚生労働省情報公開担当職員の不適切な事務処理について

諮問庁は、「本件対象文書には開示請求の受付年月日から開示の実施年月日までの開示手続きの経緯に係る情報が記載されている」と説明しているが、記載されている「開示手続きの経緯に係る情報」は極めて不正確かつ不十分なものである。

例えば、「開示実施日」欄に「2015/特定月日B」と記載されているが、これは「開示決定通知書」記載の「開示実施可能開始日」（2015年特定月日C）以前の日付であり、審査請求人が「関電（原文ママ）特定番号」に係る行政文書を収受した日（同年特定月日D）とも整合しないものである。

さらに、本件対象文書には計16ヶ所もの誤入力や記載漏れが確認できる。（下記表参照）

【表】本件対象文書（行政文書開示申請受付詳細，不服申立詳細）における誤入力の一覧

※ 表省略

このような行政文書を開示しておきながら、「個人情報以外の情報については、（中略）適切に管理しており、審査請求人の主張は失当である」とする諮問庁の主張こそ失当である。

また、諮問庁は「個人情報の適切な保護・管理の観点から、開示請求者の氏名、連絡先等の個人情報は、随時「〇〇〇〇」，「9999」に置き換えている」としているが、これらの取り扱いは保有個人情報の正確性の確保を定めた法5条に抵触するおそれがあると考えられる。

個人情報の「置き換え」を認める法的根拠があると仮定したとしても、事案管理システムが裁決や決定の取消訴訟に係る訴状の受理か

ら上訴，判決確定までの訴訟対応についても管理の対象としている以上，例えば出訴期間の終了後など，情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと判断がなされた後に個人情報の「置き換え」がなされるべきものである。

本件対象文書に記載された情報のみで「関電（原文ママ）特定番号」に係る情報公開事務を遂行することは不可能であり，改めて該当文書を特定し，全て開示するとの決定を求める。

なお，処分庁は，審査請求人が開示を求める情報について，2016年特定月日I付けで「システムにおける「関電（原文ママ）特定番号」に係る情報であることを電話により確認」したとしているが，確認を行った担当官は「関電（原文ママ）特定番号」に係る平成28年特定月日F付けの厚生労働大臣の決定（原処分一部取消）後の開示手続きが遅延した事情について，「失念していた」と述べた厚生労働省保険局医療課医療指導監査室の担当官である。特定月日Iの電話において同氏は，審査請求人に「開示手続きの経緯がわかる全ての関連資料とはどのようなものか」と尋ねたが，審査請求人の開示請求の趣旨説明に対して，同氏は「システムについては全く知らない」と述べたため，審査請求人は改めて不手際のあった開示手続きに関して，行政が保有する審査請求人の個人情報を全て開示するよう求めていたことを申し添える。

イ 行政事件訴訟法14条の規定に基づく取消訴訟の出訴期間に係る権利の侵害について

「関電（原文ママ）特定番号」に係る情報公開事務において，厚生労働大臣は決定（原処分一部取消）後の手続きを2ヶ月以上放置し，行政事件訴訟法14条の規定に基づく取消訴訟の出訴期間（決定があったことを知った日から6ヶ月以内）に関する審査請求人の権利を侵害した。

総務省は法49条の規定に基づき，不服申立てを受けてから裁決・決定をした日までに要した日数などを公表しているが，裁決・決定後の手続きの状況についても的確に把握し，広く国民に明らかにすべきである。

以上のことから，諮問庁の「理由説明書」には，原処分で特定した行政文書の範囲を妥当であるとする合理的な理由はなく，改めて該当文書を特定し，全て開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は，平成28年11月22日付けで処分庁に対して，法12条1項の規定に基づき，「平成26年特定月日A付けの行政文書

の開示請求（開電特定番号）について開示手続きの全ての関連資料」に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年3月27日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分で特定した行政文書の範囲は妥当であり、本件審査請求書は棄却すべきものとする。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件開示請求は、「平成26年特定月日A付けの行政文書の開示請求（開電第特定番号）について開示手続きの全ての関連資料」に関して行われたものである。

このため、処分庁においては、システムにおいて保有する、受付番号「開電第特定番号」に係る「行政文書開示申請受付詳細、不服申立詳細」を本件対象保有個人情報として特定した。

- (2) 原処分の妥当性について

システムは受け付けた開示請求事案について進行管理を行うものであり、当該システムから出力された本件対象保有個人情報には開示請求の受付年月日から開示の実施年月日までの開示手続きの経緯に係る情報が記載されている。

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求において審査請求人が指定した受付番号である「開電（原文ママ）第特定番号」について、システムにおいて検索を行い、表示された情報を全て開示しており、諮問庁としても、他に開示対象となる文書は存在しないと判断する。

また、処分庁においては平成28年特定月日I付けで、審査請求人が開示を求める情報はシステムにおける「開電第特定番号」に係る情報であることを電話により確認している。

以上のことから、本件対象保有個人情報は全て開示されており、原処分庁の決定に不合理な点は認められず、原処分は妥当とする。

- (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「審査請求人の氏名、住所及び連絡先は「〇〇〇〇」〔原文ママ〕、電話番号は「9999-9999-9999」〔原文ママ〕」と記載されており、（中略）審査請求人を識別できない「個人情報」であった。」「e-Govから自動入力される審査請求人の氏名等を、情報公開文書室の職員が「〇〇〇〇」と意図的に入力または改変したものと思われ」と主張し、したがって「本件開示決定は、請求内容を限定的に解しており不当である。」としている。

しかし、システムでは、情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく開示請求事務に携わる職員が、当該システム内で管理する情報を閲覧することができること等を踏まえ、個人情報の適切な保護・管理の観点から、開示請求者の氏名、連絡先等の個人情報は、随時「〇〇〇〇」、「９９９９」に置き換えているものであり、職員が、審査請求人が主張するような目的により意図的に変更したものではない。

また、個人情報以外の情報については、引き続き当該システム内で保存し、受付番号により適切に管理しており、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年6月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月24日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月30日 | 審議 |
| ⑤ 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全てを開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求保有個人情報に該当する情報を改めて特定することを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のよう
に説明する。

システムは受け付けた開示請求事案について進行管理を行うものであり、当該システム内の本件対象保有個人情報には開示請求の受付年月日から開示の実施年月日までの開示手続の経緯に係る情報が記録されている。

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求において審査請求人が指定した受付番号である「開電特定番号」について、システムにおいて検索を行い、表示された情報を全て開示しており、諮問庁としても、他に開示対象となる文書は存在しないと判断する。

また、処分庁においては、審査請求人が開示を求める情報はシステムにおける「開電特定番号」に係る情報であることを電話により確認している。

以上のことから、本件対象保有個人情報は全て開示されており、処分庁の決定に不合理な点は認められず、原処分は妥当と考える。

- (2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、諮問庁が、理由説明書（上記第3の(3)）で審査請求人の主張に対して「開示請求者の氏名、連絡先等の個人情報は、随時「〇〇〇〇」, 「9999」に置き換えている」と主張していることについて、更に詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

「開電特定番号」に係る開示請求及び不服申立てを受け付けた当時は、システムに記録された氏名、連絡先等の個人情報は、受付日の1年後に自動的に「〇〇〇〇」, 「9999」に置き換わってしまい、その後は置き換わる前の情報は自動的に消去されるよう設定されていた。

当該開示請求の受付は平成26年特定月日A, 不服申立ての受付は平成27年特定月日Eであり、いずれも本件開示決定日（平成29年1月20日）より1年以上前であるから、本件に係る上記の個人情報については、本件開示決定の時点においては「〇〇〇〇」, 「9999」に置き換えられていたものと考えられる。

- (3) 当審査会において、諮問庁から提出を受けた開示実施文書を確認したところ、「行政文書開示申請受付詳細」には、審査請求人が本件開示請求に係る開示請求書に記載した「開電特定番号」が記載されていた。また、「不服申立詳細」には、当該番号の記載はないものの、厚生労働省における不服申立受付番号並びに当審査会における諮問番号及び答申番号が記載されていた。そこで、当該諮問番号及び答申番号に対応する当審査会事務局が保管している不服申立てに係る調査審議に関する資料を編てつしたファイルを確認したところ、審査請求人が本件開示請求に係る開示請求書に記載した「開電特定番号」に関する不服申立てであることが認められた。したがって、本件対象保有個人情報は、本件請求保有個人情報に該当すると認められる。
- (4) 以上のことから、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ないし(3)の説明は不自然、不合理とは認められず、また、これを覆すに足る特段の事情は認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子